

# 1 山村学園短期大学 学則

## 第1章 総則

### 第1節 目的

(目的)

第1条 学校法人山村学園（以下「法人」という。）は、山村学園短期大学（以下「本学」という。）を埼玉県比企郡鳩山町大字石坂字大平604番地に設置する。

2 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、建学の精神のもと、「質実」、「英知」、「愛敬」を旨とし、現代社会に対応し、人間に対する深い理解と愛情を備えた心豊かな人材を育成し、もって広く社会の発展に寄与することを目的とする。

3 子ども学科においては、高い保育の専門性と豊かな人間性を兼ね備え、地域社会に貢献できる骨太な幼稚園教諭・保育士の養成と、その基礎となる教育研究の推進を目的とする。

### 4 削除

(自己点検及び評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制等については、別に定める。

(情報開示)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容の改善)

第4条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### 第2節 教育研究組織

(学科及び収容定員)

第5条 本学に、次の学科を置く。

子ども学科

2 前項の学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
子ども学科	100名	200名

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(子ども教育センター)

第7条 本学に、子ども教育センターを置く。

2 子ども教育センターに関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 職員組織

(教職員)

第8条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

(事務局)

第9条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4節 教授会

(教授会)

第10条 本学に、重要な事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長、専任の教授、准教授及び講師をもって構成し、学長がこれを招集する。学長が必要と認めたときは、その他の教職員を加えることができる。

3 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5節 学年、学期及び休業日等

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学園創立記念日 4月30日

ただし、学園創立記念日が日曜日にあたる場合は、その翌日を休日とする。

(4) 春季休業日 3月16日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 7月31日から9月28日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から1月7日まで

2 学長は、必要がある場合には、教授会の議を経て、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、必要がある場合には、教授会の議を経て、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

(1年間の授業期間)

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

## 第2章 学科通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第2節 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 教育上支障がないときは、学期の区分に従い、学生を入学及び卒業させることができる。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第19条 入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選抜を行い、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料、授業料、施設設備料及び実験実習料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第22条 入学を許可された者は、保証人を定め、所定の期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、保護者又はこれに準ずる成年者であって、独立の生計を営むものとする。

3 保証人は、当該学生の在学中における一切の事項について責任を負うものとする。

4 保証人が死亡又はその他の事由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて速やかに届け出なければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第23条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 本学の他の学科を卒業した者

(2) 本学を第41条の規定により退学した者及び第42条第4号の規定により除籍された者

(3) 他の短期大学に1年以上在学した者

(4) 第18条に規定する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了したもの

(5) 高等専門学校を卒業した者

(6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 第1項の規定により入学を志願する者の出願手続等については、前19条の規定を準用する。

### 第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第24条 本学においては、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、該当学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

3 教育プログラムの創意工夫を行うとともに、教育課程の評価及び改善に努めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第25条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表1に掲げるとおりとする。

(授業の方法)

第26条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第52号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業の一部は、平成15年文部科学省告示第43号の定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修方法等)

第27条 履修方法及び授業時間、その他必要な事項は、別に定める。

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第30条 削除

(他の大学等における授業科目の履修等)

第31条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 4 他の大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、教授会の議に基づき、

本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定は、外国の大学等において修得した単位について準用する。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第34条 本学以外で履修した科目、修得した単位及び成績の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績の評価)

第35条 授業科目の試験の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもって表わし、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

#### 第4節 休学、留学、転学及び退学等

(休学)

第36条 疾病その他特別の事由により引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病その他特別の事由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があると認められるときは、1年を限度として引き続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第15条に定める修業年限及び第16条に定める在学年限に算入しない。
- 4 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第38条 外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて留学した期間は、第15条に定める修業年限及び第16条に定める在学年限に含めることができる。

第39条 削除

(転学)

第40条 他の大学に入学又は転入学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第16条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第37条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

## 第5節 卒業及び学位の授与

(卒業)

第43条 本学に2年以上在学し、別表1に定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第44条 本学子ども学科を卒業した者には、次のとおり短期大学士の学位を授与する。

短期大学士（保育学）

(資格等の取得)

第45条 本学において取得することができる教育職員免許状の種類及び資格は、次のとおりとする。

学科名	教育職員免許状の種類及び資格
子ども学科	幼稚園教諭二種、保育士

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第43条に規定する卒業要件を充足し、かつ教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 3 保育士資格を取得しようとする者は、第43条に規定する卒業要件を充足し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

## 第6節 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
  - (4) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 4 停学の期間は、第16条に定める在学年限に算入し、第15条に定める修業年限に算入しない。ただし、特別の事情がある場合には、教授会の議を経て、修業年限に算入することができる。

### 第3章 雑則

#### 第1節 科目等履修生、特別科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第49条 他の大学、短期大学又は大学院（外国の大学、短期大学又は大学院を含む。）の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 前項の規定は、本学と教学に関する協定のある高等学校の生徒で、当該高等学校の推薦のある者が特定の授業科目を履修することを志願する場合に準用する。
- 3 特別科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第2節 検定料、入学料、授業料その他の費用

(授業料等の額及び納入)

第51条 検定料、入学料、授業料、施設設備料及び実験実習料の額は別表2のとおりとする。

- 2 入学料、授業料その他の費用の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(休学及び留学の場合の授業料等)

第52条 休学又は留学を許可された者については、授業料等を減免することがある。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第53条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(科目等履修生等の授業料等)

第54条 科目等履修生及び特別科目等履修生の授業料等の額は別表3のとおりとし、その納入に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第55条 経済的理由によって授業料等の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合その他や



むを得ない事情があると認められる場合は、別に定めるところにより、授業料及び入学料の全部もしくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

(既納の授業料等)

第56条 既納の検定料、入学料、授業料、施設設備料及び実験実習料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続時の授業料、施設設備料及び実験実習料については、別に定める入学手続要項に基づき返還する場合がある。

### 第3節 公開講座

(公開講座)

第57条 社会人の教養を高め、地域の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4節 厚生及び保健

(厚生及び保健)

第58条 本学は、保健室等必要な厚生施設を置く。

2 学生及び職員のために毎年健康診断を行う。

### 第5節 奨学制度

(奨学制度)

第59条 本学に奨学制度を置く。

2 奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

### 第6節 学則の改正及び細則等

(学則の改正)

第60条 この学則の改正は、教授会の議を経て理事会が行う。

(施行細則等)

第61条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

3 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

4 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

5 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

6 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

7 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

平成7年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。

8 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

平成10年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。

- 9 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、平成13年1月1日から施行する。
- 11 この学則は、平成13年4月1日から施行する。  
平成12年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。
- 12 この学則は、平成13年6月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 13 この学則は、平成13年8月1日から施行する。  
平成13年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。
- 14 この学則は、平成14年4月1日から施行する。  
平成13年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。
- 15 この学則は、平成15年4月1日から施行する。  
平成14年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。
- 16 この学則は、平成16年4月1日から施行する。  
平成15年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。
- 17 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第33条(短期大学士の学位の授与)については平成18年3月1日より施行する。  
平成17年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。ただし、平成18年度のコミュニケーション学科新規開講科目については、その履修と単位の修得を認めるものとする。他学科学生の新規開講科目の履修は、第30条(他学科における授業科目の履修等)に従うものとする。
- 18 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 19 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 20 この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
平成21年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。
- 21 この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
平成22年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。
- 22 この学則は、平成24年4月1日から施行する。  
平成23年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。
- 23 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 24 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 25 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 26 この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
平成30年度以前の入学生には、従前の卒業要件を適用する。